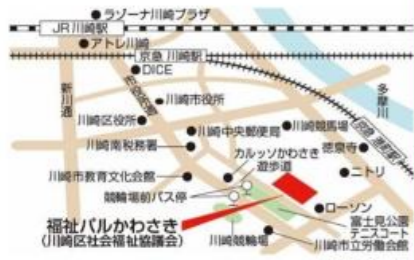

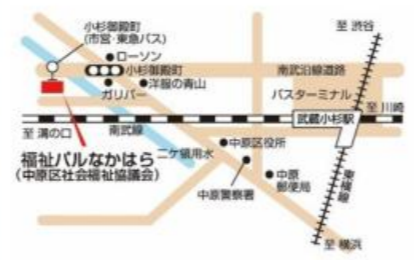
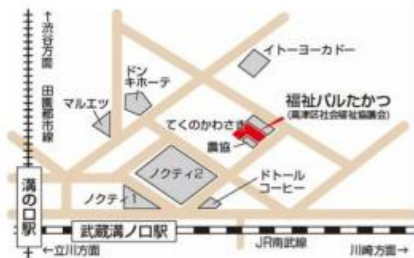
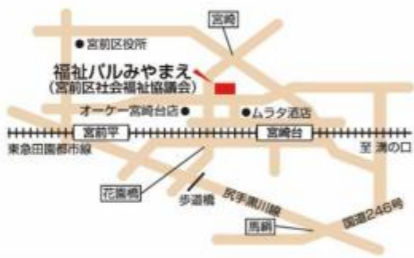

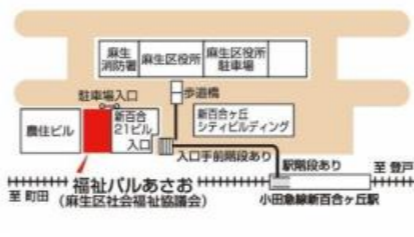


○成年後見制度の相談について

お住まいの区のアんしんセンターにご相談ください。

<p>川崎区あんしんセンター 〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟6階 福祉パルかわさき内 電話：245-1144 FAX：211-8741</p> 	<p>幸区あんしんセンター 〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内 電話：556-5082 FAX：556-5577</p> 	<p>中原区あんしんセンター 〒211-0067 中原区今井上町1-34 和田ビル1階 福祉パルなかはら内 電話：722-6122 FAX：711-1260</p> 
<p>高津区あんしんセンター 〒213-0001 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階 福祉パルたかつ内 電話：812-5833 FAX：812-3549</p> 	<p>宮前区あんしんセンター 〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス 4階 福祉パルみやまえ内 電話：856-5788 FAX：852-4955</p> 	<p>多摩区あんしんセンター 〒214-0014 多摩区登戸 1891 第3井出ビル 3階 福祉パルたま内 電話：933-2411 FAX：911-8119</p> 
<p>麻生区あんしんセンター 〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21ビル 1階 福祉パルあさお内 電話：952-5711 FAX：952-1424</p> 		



社協イメージキャラクター ななふく

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-22-5

川崎市総合福祉センター6階

電話：044-712-8071 FAX：044-739-8738

E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp



あんしんセンター便り



令和8年2月
第14号

ご存知ですか！？ 成年後見制度の申立て

本号の2・3面の特集記事は『申立支援』についてです。法テラス川崎さんが寄稿してくださいました！



川崎市社協
キャラクター
ななふく

成年後見制度を利用するためには家庭裁判所に申立てを行う必要があります。申立人になった方は、家庭裁判所に提出するための申立書類を作成したり必要書類を取り寄せたりしないといけません。ただ、『こういった手続きは手間だし負担だ…。』『難しく自分には出来なさそう…。』と感じる方も少なくありません。そんな方のために、申立支援を行う仕組みがあります！！今回は、申立支援についてご紹介します。

申立は誰ができるの？

申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族（親・祖父母・子・孫・兄弟姉妹・甥姪・叔父叔母・いとこ等）が行うことができます。申立てができる親族等がおらず、本人も申立てができない時は、市区町村長が申立てを行う場合もあります。

どこに相談する？

申立人が、家庭裁判所に問い合わせをしながら自ら申立手続きを行うことはもちろん可能です。成年後見制度について相談したい場合には、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、またはお住まいの区のアんしんセンターに相談することができます。

川崎市内の各区あんしんセンターでは・・・

- ◎成年後見制度の内容や、申立手続きの流れについて説明します。
 - ◎申立書の作成を支援します。記入方法の助言や内容の確認、必要書類の取り寄せ方法の案内、後見人等候補者の依頼調整等も支援します。
- ※申立書作成の代行はできません。

申立書の作成を誰かにお願いすることはできる？

有料になりますが、弁護士・司法書士に申立書を作成してもらうことができます。申立人が特定の弁護士・司法書士と繋がりが無い場合には、下記専門職団体に相談することができます。

【弁護士】
神奈川県弁護士会みまもりダイヤル
電話：045-211-7720
平日：9:30～12:00
13:00～16:30

【司法書士】
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
電話：045-663-9180
月金：15:00～17:00
水：10:00～12:00

なお、経済的に余裕のない方が、弁護士や司法書士を利用できるようにする制度として、法テラスの『民事法律扶助』という仕組みがあります。詳しくは次ページをご覧ください！

知っク！民事法律扶助制度

法テラス

無料法律相談を行い、弁護士・司法書士に依頼する場合の費用を立て替えます。

弁護士や司法書士に依頼したいけれど、費用の面で不安を感じる方もいらっしゃると思います。そんな方は民事法律扶助制度の利用を検討してみてください。費用を立て替えてもらうことができます（無利息）。ただ、この制度を利用するには条件（要件）があります。今回はAさんご夫婦の事例を基に、この制度についてご紹介します。

誰でも利用できますか？

利用条件

- 1 資力が一定額以下であること（※）
- 2 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- 3 民事法律扶助の趣旨に適すること

法律相談援助 **1 + 3** 代理援助・書類作成援助 **1 + 2 + 3**

生活保護受給中 Aさん夫妻



※資力が一定額以下...生活保護受給中または生活保護に準ずる程度に資力が乏しい方。川崎市在住の方の月収の目安（本人+配偶者）：単身者200,200円, 2人家族276,100円, 3人家族299,200円, 4人家族328,900円以下（家賃等の負担がない場合）。保有資産の基準：単身者180万円, 2人家族250万円, 3人家族270万円, 4人家族300万円以下。

無料法律相談（同一案件について3回まで）

経済的にお困りの方で、法律相談の必要のある方には無料で法律相談を実施します（ご自宅等への出張相談制度もあります）。弁護士に事件処理の依頼を希望される場合も、まずは法律相談を受けていただきます。



判断能力が低下しているので、奥様に成年後見人を付ける事にしましょう。その上で借金問題について解決しましょう。裁判費用や弁護士費用は、民事法律扶助制度が使えます。

認知症と債務の問題



妻は認知症のようだ・・・
ローン返済により電気代や水道代も払えない・・・

代理援助・書類作成援助（費用の立替）

①夫：成年後見申立の代理援助申込み → 代理援助決定
立替額：130,000円(着手金+実費)
※生活保護のため償還猶予
必要に応じて鑑定料立替 上限523,808円
※生活保護のため償還猶予

夫が後見人に選任。後見開始申立・審判

②妻：自己破産申立（10社）の代理援助申込み（妻の成年後見人となった夫が手続き） → 代理援助決定
立替額：166,859円（着手金+実費）
※生活保護のため償還猶予
※費用の立替には審査 **1 + 2 + 3** があります。
合計 **(①+②) 296,859円の立替**

■立替費用は、全ての事件終了後、免除申請の結果、免除が認められました。（※案件や収入状況によっては、立替金をお支払いいただく場合があります。）

特定援助とは？（相談支援機関の方へ）

「担当している利用者の方に、保佐人や補助人を選任する必要があり、弁護士と相談したいがコネクションがない」「債務整理が必要な方を担当しているが、本人の認知能力の関係で法テラスに相談申し込みができない」。そんな時は、法テラスの「特定援助対象者法律相談援助（特定援助）」の利用をご検討ください。今回はBさんの事例を基に、この制度についてご紹介します。

Bさん



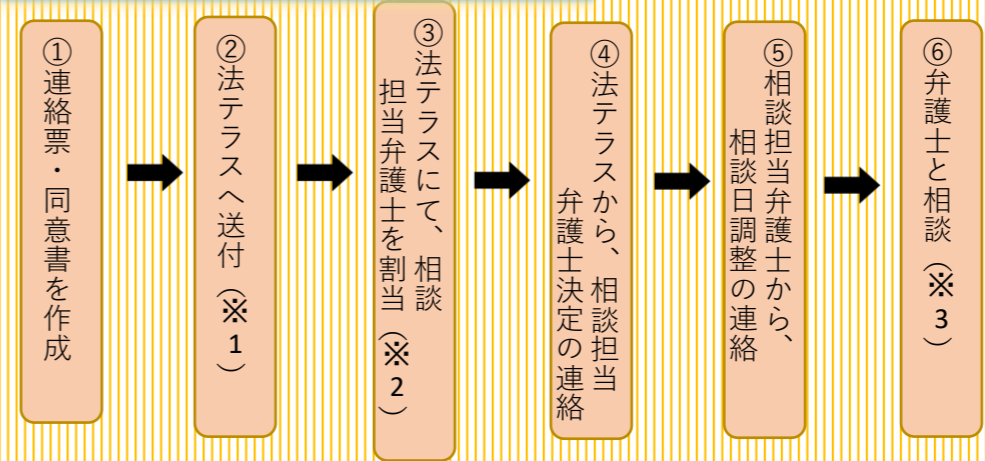
独り暮らし。光熱費が未払い。
自分では金銭管理が困難。認知能力も低下。
頼れる親族もいない。

今の住居で今後も安心して暮らせるように、保佐人を付け、金銭管理をしてもらう必要がある。

しかし。本人が自分で弁護士相談を申し込むのは難しい・・・

法的問題を抱えており、弁護士等の支援の必要性があるものの、本人が自分で行動を起こすことが難しい場合、**支援者の方（例：区役所ケースワーカー、地域包括支援センターや障害者相談支援センター職員、福祉施設や医療機関の相談員など）から法テラスに申込**をいただき、弁護士等を派遣する制度があります（特定援助）。

相談までの大まかな流れ



- ※1 郵送・FAXいずれも可
- ※2 通常、3週間程度かかります。（割当不可の可能性あり）
- ※3 相談には、ご本人様と支援者の方、双方の同席をお願いしています。

◎特定援助の申込には、「法的サービスを自発的に求めることができない（①認知機能が十分でない、②近隣に居住する親族がいない）」を満たす必要があります。
◎法テラスの収入基準を満たさない方でもご利用可能です（相談費用の負担あり）。

もっと詳しくお知りになりたい方は、法テラス川崎へご連絡ください。
☎ 050-3383-5366（平日9時～17時）お問合せをお受けしております。
法テラスは、国が設立した公的な法人です。 法テラスホームページ 特定援助（書式）

法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

